

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、会社Aにアルバイトとして採用され、同社が運営するB市所在のC支店（以下「事業場」という。）において〇担当のインストラクターとして勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇年分頃、〇担当のインストラクター（以下「第二当事者」という。）と口論となり、事業場のエレベーター内において第二当事者から頬を殴打されるなどの暴行を受けた（以下「本件暴行」という。）。

請求人は、帰宅後、D病院に救急搬送され「後頭部打撲」と診断され、同月〇日受診のE歯科においては「両側顎関節症」と診断され、同年〇月〇日受診のF病院においては「外傷性顎関節炎、顎関節症」と診断され、療養を継続した。

請求人は、本件暴行により障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は業務に起因するものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 判断の要件

他人の故意に基づく暴行による負傷が、業務上の事由によるものであるか否かの判断は、平成21年7月23日付け基発0723第12号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」によることとされており、これによれば、「業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。」とされている。

### 2 当審査会の事実の認定

(略)

### 3 当審査会の判断

(1) 本件のような他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるもの、その他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定するとされているところ、本件においても、請求人を負傷に至らしめた第二当事者の故意が、前記の除外されるものに該当しないかが問題となるので、以下検討する。

(2) 請求人らは、請求人が、平成〇年〇月〇日、事業場施設内において、第二当事者に真面目に仕事をするように注意したところ、第二当事者が逆上して口論となり、第二当事者から暴行を受け負傷したのであるから、請求人の傷病には業務起因性が認められるものである旨主張している。

(3) 当日における本件暴行に至る端緒について、第二当事者は、平成〇年〇月〇

日付けG 検察庁担当官作成の供述調書において、「この日は仕事が終わりに、〇階事務室で事務作業をしていた11時30分頃、Hさんから『まだやってんのか、まじめにしろよ』などと言われ、私はこれまでの鬱憤が爆発し、かーとなって『ええ加減にしてください、1回しばきますよ、こっちこいや』などと言って、私は事務の手を止めて、事務所を出て口論しながらHさんと一緒に〇階からエレベーターに乗り〇階まで行ったのです。」「〇階でエレベーターを降り、そのエレベーター前フロアで私はHさんと『なんでそんなこと毎日言われなあかんですか』などと言いながら口論していたのです。」と述べている。これに対し、請求人は、平成〇年〇月〇日付けI 警察署担当官作成の供述調書において、本件暴行による負傷の影響で当日遅くまで事務所にいたところまでは覚えているが、それ以降、負傷に至るまでは記憶がない旨述べており、また、平成〇年〇月〇日付け聴取書においても、「(平成〇年) 〇月〇日午後〇時〇分頃に、(第二当事者に対し)『まだ、やってんのか』、『真面目にしろよ』と言った記憶はありません。」と述べている。当審査会において、改めて、本件における一件記録を精査するも、上記申述のほかに、本件暴行当日(以下「当日」という。)の双方のやりとりを確認できるものはなく、上記申述を踏まえると、当日、請求人は、午後〇時〇分頃、第二当事者に対し何らかの発言をし、その後、口論に至ったことが認められる。

請求人の発言内容は不明と言わざるを得ないところ、請求人らは、先輩として第二当事者の勤務態度等に関し、注意、指導を行ったものである旨主張するが、同人の勤務態度等の不良について言及している資料は確認できない上、双方に職制上の上下関係は認められないこと、担当業務も異なっていたことに鑑みれば、当日、しかも退勤時刻間際に、請求人が第二当事者の席に赴き、業務上の注意、指導を行ったとみることは極めて無理があるものと言わざるを得ない。したがって、当審査会としては、客観的にみて、当日の請求人の第二当事者への接触、発言が業務上の注意、指導であったとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、上記供述調書及び聴取書において、当日の第二当事者との口論になった原因として、第二当事者が年次有給休暇を取得し親しい女性と事業場のフィットネスジムを利用していた際のやりとりについて述べているが、改めて精査するも、その申述内容からみて、請求人の発言を業務上の注意、指導

と判断することはできない。

このほか、請求人らは、請求人が普段から勤務態度の悪い第二当事者に対し、先輩として注意、指導を行ってきた結果として、本件暴行による負傷に至ったものである旨を主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、本件暴行に至るこれまでの経緯においても、請求人の第二当事者に対する注意、指導とする行為を業務上のものとみることはできない。

(4) そうすると、当審査会としては、請求人が自らの発言等に対し第二当事者が自身のことを良く思っていなかったと認識していること、また、フィットネスのスタッフ及びフロントスタッフが請求人に繰り返し嫌みを言われるので困っているとして第二当事者から相談を受けていたことを併せ勘案すれば、第二当事者が請求人からの発言等に不満を抱き、このことが複数回にわたって行われるうちに鬱積して請求人に対する憎悪の念となり、それが抑えきれないほどの状況になっていたところ、平成〇年〇月〇日の請求人からの何らかの発言を契機として抑制の限度を超え、本件暴行に至ったものとみるのが妥当であると判断する。

(5) したがって、本件暴行は、第二当事者の故意が私的怨恨に基づくものと認められ、本件暴行による請求人の負傷は、前記1に掲記した除外されるものに該当することから、業務に起因するものということとはできない。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。